

第 16 回 総会議事録

1 開催の日時 令和 6 年 9 月 27 日 (金) 午後 3 時 00 分～午後 4 時 30 分

2 開催の場所 松江市役所 第四別館 3 階 教育委員会室

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第 94 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議 第 95 号 買受適格証明願について

議 第 96 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議 第 97 号 農地法第 5 条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について

議 第 98 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議 第 99 号 非農地確認について

議 第 100 号 松江市農用地利用集積計画の決定について

議 第 101 号 松江市農業委員会買受適格証明事務処理要領の制定について

報告第 25 号 事務局長専決処分の報告

4 出席委員 (18 名) 欠席委員 (1 名)

1 番 小村 伸吾 (出) 2 番 吉岡 雅裕 (出) 3 番 角田 正紀 (出)

4 番 足立 裕子 (出) 5 番 伊藤 和明 (出) 6 番 吉岡 幸雄 (出)

7 番 清原 昭 (出) 8 番 磯部 美津子 (出) 9 番 古藤 俊光 (出)

10 番 渡部 文明 (出) 11 番 宮廻 彰夫 (出) 12 番 永江 りえ (出)

13 番 勝田 達雄 (欠) 14 番 矢野 秀行 (出) 15 番 松本 喜次 (出)

16 番 石原 一男 (出) 17 番 岸本 定朝 (出) 18 番 森口 順子 (出)

19 番 三島 進 (出)

5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長 能海 朋之 農地係主任主事 石原 裕子

青山 浩之 青山 浩之 農地係主任主事 井上 雄太

農地係主任 佐藤 努

6 会議内容

会 長
(議 長)

定刻になりました。それでは、ただ今から第 16 回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は 13 番委員から提出されています。現に在任する委員の数、19 名のうち、18 人の出席となっております。過半数を超えておりますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。14 番委員、15 番委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の石原主任主事及び井上主任主事にお願いします。それでは、議事にはいります。議第 94 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局

失礼いたします。議第 94 号、今月の農地法第 3 条の許可申請について、ご説明いたします。お手元の議案の 2 ページと併せて、農地法第 3 条説明資料をご覧ください。今月の農地法第 3 条の許可申請は 11 件 14 筆でいずれも所有権移転です。

初めに 33 番の案件についてご説明します。申請は西浜佐陀町の地目畠 1 筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足、自宅から遠く耕作に不便なため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、借入地を自作地として取得する。自宅から近く耕作に便利。隣地に自作地があり、一体とした利用が見込めるため。受人の世帯は、トラクター、田植え機、コンバイン等の農業用機械を所有されております。取得後は野菜を耕作されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に 34 番、35 番の案件についてご説明します。申請は、それぞれ、譲渡人、譲受人の共有名義になっている大庭町の土地について、34 番は地目畠 1 筆、35 番は地目畠 2 筆の持分を移転するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、共有物を分割し、それぞれの単独所有といたいため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、共有物を分割し、それぞれの単独所有といたいため。34 番受人の世帯は、耕運機、草刈機等の農業用機械を所有しておられます。35 番受人の世帯は、耕運機、草刈機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は野菜を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に 36 番の案件についてご説明いたします。申請は鹿島町名分の田 1 筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、高齢により耕作管理が難しくなったため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模の拡大のため。受人の世帯は、トラクター、耕運機、噴霧器等の農業用機械を所有しておられます。取得後は水田をされます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に 37 番の案件についてご説明いたします。申請は島根町大芦の畠 1 筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足、受け入れ人からの要望。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自作地として取得するため。受人の世帯は、耕運機、草刈り機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は野菜を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に 38 番の案件についてご説明いたします。申請は八雲町東岩坂の畠 1 筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、境界確定による売買のため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、境界確定による売買のため。取得後は現状と同じく野菜を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

事務局	<p>次に 39 番の案件についてご説明いたします。申請は宍道町白石の畠 2 筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、住居を移転したので譲渡したいため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、借入地を自作地として取得するため。受人の世帯は、トラクター、管理機、草刈り機、運搬車等の農業用機械を所有しておられます。取得後は引き続き野菜を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。</p> <p>次に 40 番の案件についてご説明いたします。申請は宍道町佐々布の畠 1 筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、規模を縮小したかったところ、譲受人から受入の要望があったため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅に隣接した土地であり、自作地として取得する。受人の世帯は、耕運機の農業用機械をリースされておられます。取得後は野菜を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。</p> <p>次に 41 番の案件についてご説明いたします。申請は宍道町東来待の田 1 筆、畠 1 筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、受人からの要望。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、古民家を活用した地域価値発信の場を行う。ホップ栽培を行う。受人の世帯は、動噴等の農業用機械を所有する予定です。取得後はホップを栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。</p> <p>次に 42 番の案件についてご説明いたします。申請は八束町江島の畠 1 筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足により維持管理が出来なくなつたので譲渡するもの。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自己所有耕作地の隣接であり、経営の効率化が図れるとともに、土地所有者ができないというので取得する。受人の世帯は、管理機、運搬車、トラクター、バックフォー等の農業用機械を所有しておられます。取得後は野菜を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。</p> <p>次に 43 番の案件についてご説明いたします。申請は八束町江島の畠 1 筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、42 番のとおり耕作地の隣地の取得が可能になったことにより、経営の効率化が図られるとともに、申請の土地を見直したため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、農業を新たに始めるため。受人の世帯は、管理機、草刈り機等の農業用機械を購入予定です。取得後は野菜を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。</p> <p>以上、すべての案件は、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件には該当しないものとみとめられます。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
議長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
15 番委員長	事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。
議長	ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありますか。
議長	(なしの声)
議長	それではないようでございますので、採決をいたします。議第 94 号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
議長	(異議なしの声)
議長	ご異議なしということですので、議第 94 号は原案のとおり許可することに決します。

議長	次に議第 95 号「買受適格証明願について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>失礼いたします。議第 95 号、3 条の買受適格証明願について、ご説明いたします。お手元の議案の 5 ページ以降と併せて、買受適格証明説明資料をご覧ください。</p> <p>買受適格証明とは裁判所の競売や税務署等の公売になった農地について、入札に参加する際、農地を取得できない者が最高価買受人になるのを未然に防ぐため、農地法の許可を受ける見込みのある者であることを証明するものです。</p> <p>買受適格証明 1 番の案件についてご説明します。申請地は東出雲町錦浜の地目畠 2 筆です。出願人はご覧のとおりです。希望理由は、経営規模拡大のためです。出願人の世帯は、トラクター、ブーム、定植機等の農業用機械をリースで所有されております。取得後は野菜を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。</p> <p>以上、農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件には該当しないものとみとめられます。ご審議の程よろしくお願いします。</p>
議長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
15 番委員	事務局から説明があった通り、許可相当であると判断いたしました。
議長	ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
5 番委員	手を挙げた人が一人のため今回は一人なのか、複数人の場合は複数人から証明願が提出されるのか。
事務局	証明願の提出が複数あれば複数人となる場合もあります。
5 番委員	以前は 30a 以上の農地を所有していなければ農地を買うことができなかつたが、現在はそのような規制もなく、何をもって適格と判断するのか。
事務局	3 条の要件と照らし合わせて判断しております。
5 番委員	審査の内容が同じであれば、3 条許可申請と買受適格証明願を同一でできないのか。
事務局	買受証明はあくまでも買受資格があるかの証明であり、3 条許可申請は別途必要となります。
議長	ほかにございませんか。
	(なしの声)
議長	ないようでございますので、採決いたします。議第 95 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議なしということですので、議第 95 号は原案のとおり決定します。次に議第 96 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事務局	失礼します。議第 96 号、今月の農地法第 4 条の規定による許可申請について説明いたします。議案の 6 ページと併せて、農地法第 4 条の説明資料の 1 ページをご覧ください。
	初めに、4 条 8 番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は八雲町東岩坂の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅兼車庫

事務局	です。転用面積は 245 m ² 、所要面積は隣接する宅地とあわせて 267.68 m ² です。事業計画は、申請地と隣接する宅地をあわせて整備し、個人住宅及び車庫を建設するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。
議長	最後に、4条9番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は玉湯町大谷の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、墓地です。転用面積は152 m ² の内 9.98 m ² 、所要面積も同様の 9.98 m ² です。事業計画は、申請地を整備し、山中にある墓地を自宅近くの申請地に移設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。
15番委員長	以上、上程いたしました案件は、農地法第4条第6項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
議長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
議長	事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当と判断しました。
議長	ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。
議長	(なしの声)
議長	ないようでございますので、採決いたします。議第96号は島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第96号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
議長	(異議なしの声)
事務局	ご異議なしということですので、議第96号は、原案のとおり許可することに決します。次に、議題97号「農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事務局	失礼します。議第97号、今月の農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について説明いたします。議案の8ページと併せて事業計画変更説明資料の5ページをご覧ください。
議長	5条事業計画変更5番についてご説明いたします。本案件は、令和5年10月30日付けで農地法第5条により許可した案件の事業計画変更申請です。申請地は玉湯町布志名の1筆で、●●●●工事に伴う工事現場事務所及び駐車場として使用するため、令和6年9月30日までの一時転用を許可していました。今回、追加工事を受注し引き続き使用するため、一時転用期間を令和8年4月30日まで延長する事業計画変更申請が提出されたものです。
議長	以上、上程いたしました案件は、農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
議長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
議長	事務局から説明があった通り、許可相当と判断しました。
議長	ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
議長	(なしの声)
議長	ないようでございますので、採決いたします。議第97号は、島根県農業会議からの

議長	意見聴取が不要の案件でございます。議第 97 号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
議長	(異議なしの声)
事務局	ご異議なしということですので、議第 97 号は原案のとおり承認することに決します。次に議第 98 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事務局	失礼します。議第 98 号、今月の農地法第 5 条の規定による許可申請について説明いたします。議案の 10 ページと併せて、農地法第 5 条の説明資料の 7 ページをご覧ください。
事務局	初めに、5 条 37 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は上大野町の 2 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和 6 年 6 月 5 日付けで農振除外済みです。転用目的は墓地及び駐車場です。転用面積は 249.92 m ² 、所要面積も同様の 249.92 m ² です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、墓地及び駐車場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。
事務局	次に、5 条 38 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は西浜佐陀町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 A 区域です。農地区分は、過去に土地改良があることから第 1 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、長屋住宅です。許可該当条項は、農地法施行規則第 33 条第 4 号で、集落接続に該当します。転用面積は 1,193 m ² 、所要面積も同様の 1,193 m ² です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、長屋住宅 2 棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。
事務局	次に、5 条 39 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は西浜佐陀町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 B 区域です。農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積が 40% を超えていることから第 3 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、長屋住宅です。転用面積は 527 m ² 、所要面積も同様の 527 m ² です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、長屋住宅 1 棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。
事務局	次に、5 条 40 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は手角町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は個人住宅です。転用面積は 345 m ² 、所要面積も同様の 345 m ² です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、個人住宅 1 棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。
事務局	次に、5 条 41 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は島根町野波の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は墓地です。転用面積は 55 m ² 、所要面積も同様の 55 m ² です。権利の種類は所有権の移転です。事業計

事務局 画は、申請地を墓地とするものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条42番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は下東川津町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、10ha以上連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は資材置場拡張です。転用面積は333m²、所要面積も同様の333m²です。権利の種類は賃借権の設定です。事業計画は、申請地を資材置場とするものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条43番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は大海崎町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は工事資材ヤードです。転用面積は169m²、所要面積も同様の169m²です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和7年4月30日までです。事業計画ですが、●●●●工事に伴い、工事資材ヤードとして使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条44番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は東持田町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。転用目的は現場事務所、駐車場、土砂仮置場です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用面積は1,067m²、所要面積も同様の1,067m²です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和7年3月31日までです。事業計画ですが、●●●●工事に伴い、現場事務所、駐車場、土砂仮置場として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条45番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町南講武の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は工事仮設道路、現場事務所です。転用面積は1,658m²の内200m²、所要面積も同様の200m²です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和7年4月30日までです。事業計画ですが、●●●●工事に伴い、工事仮設道路および現場事務所として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条46番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は東生馬町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積が40%を超えていることから第3種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は個人住宅です。転用面積は232m²、所要面積も同様の232m²です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画ですが、申請地を整備し、個人住宅1棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

最後に、5条47番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用

事務局	<p>場所は玉湯町林の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。転用目的は仮設道路、資材ヤードです。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用面積は2,000 m²の内785 m²、所要面積も同様の785 m²です。権利の種類は使用貸借権の設定で、一時転用期間は令和7年2月28日までです。事業計画ですが、●●●●工事に伴い、仮設道路、資材ヤードとして使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。</p>
議長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
15番委員	5条37番については、農振除外の現地調査済みであるため、今回は行っておりません。5条37番以外の案件については、事務局から説明があった通り、いずれも許可相当と判断しました。
議長	ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありますか。
7番委員	5条46番について、地目が田、現況が畠となっており、形状変更の手続きはなされているのか。
事務局	過去に形状変更の届出があったかどうかは未確認のため、確認いたします。
5番委員	5条46番について、分家住宅と第三者の個人住宅等で基準が変わらるのか。
事務局	農地法上、分家住宅と第三者の個人住宅等で基準が変わることはありません。
議長	ほかにございませんか。
	(なしの声)
議長	ないようでございますので、採決いたします。はじめに、議第98号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、番号38番以外について採決いたします。議第98号のうち、番号38番以外について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
議長	(異議なしの声)
議長	ご異議なしということですので、議第98号のうち、番号38番以外は原案のとおり許可することに決します。次に、議第98号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、番号38番について採決いたします。議第98号のうち、番号38番について、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。
議長	(異議なしの声)
事務局	ご異議なしということですので、議第98号のうち、番号38番は原案のとおり許可相当であると確認することに決します。次に、議第99号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議第99号、非農地確認についてご説明します。お手元の議案15ページと併せて「非農地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願いは4件7筆です。
	初めに、48番について説明します。土地の所在は、宍道町上来待の都市計画区域外農振農用地区域の田3筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、県道海潮宍道線と林道小坪谷線の交点から南西に約200メートル進んだ地点の南に位置しており、昭和50年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁

事務局	<p>茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況である。</p> <p>次に 49 番について説明します。土地の所在は、美保関町福浦の都市計画区域外、農振農用地区域外の田 1 筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、県道境美保関線と市道福浦法田線との交点から北に約 120 メートル進んだ東に位置しており、昭和 51 年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況である。</p> <p>次に 50 番について説明します。土地の所在は、島根町野波の都市計画区域外、農振農用地区域外の畠 2 筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、県道松江鹿島美保関線と市道野波中央線との交点から西に約 200 メートル進んだ市道里路左岸線との交点から南西約 250 メートル進んだ北 20 メートルに位置しており、昭和 40 年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況である。</p> <p>最後に 51 番について説明します。土地の所在は、宍道町佐々布の都市計画区域外、農振農用地区域外の田 1 筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、国道 54 線と市道宍道・大森 7 号線との交点から北東に約 120 メートル進んだ東 10 メートルに位置しており、平成元年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況である。</p> <p>以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第 2 条第 1 項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。</p> <p>ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: right;">(なしの声)</p>
議長	<p>ないようでございますので、採決いたします。議第 99 号は、原案のとおり確認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議なしということですので、議第 99 号は、原案のとおり確認することに決します。次に議第 100 号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>失礼します。議第 100 号、松江市農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。所有権移転について、お手元の総会議案 19 ページをご覧ください。所 1 番は生馬地区の案件です。譲渡人は管理ができないため、譲受人は規模拡大のため、所有権移転するものです。相対契約について、20 ページをご覧ください。利 1 番は竹矢地区、新規案件です。利 2 番は八束地区、新規案件です。今回の利用権設定における相対契約の地目別面積は、田なし、畠 2,997 m²、計 2,997 m²です。転貸契約について、22 ページをご覧ください。転 1 番は秋鹿地区、更新案件です。転 2 番・3 番は東出雲地区、更新案件です。転 4 番は八束地区、新規案件です。今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田 894 m²、畠 8,804 m²、計 9,698 m²です。</p> <p>以上、ご審議お願いいたします。</p> <p>説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: right;">(なしの声)</p>

議長	ないようでございますので、採決いたします。議第 100 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
議長	(異議なしの声)
事務局	ご異議なしということですので、議第 100 号は、原案のとおり決定することに決します。次に議第 101 号「松江市農業委員会買受適格証明事務処理要領の制定について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。
事務局	失礼します。議第 101 号、松江市農業委員会買受適格証明事務処理要領の制定について、ご説明いたします。新たに要領を制定することとなった理由をご覧ください。
事務局	現在の買受適格証明事務処理要領は平成 17 年 3 月 31 日新市合併時に制定され、直近に買受適格証明を発行した事例は平成 26 年 2 月総会まで遡ります。今回、発行が必要な案件が出てきたことで要領を確認したところ、総会に間に合わない場合の審査機関である特別委員会の設置について、現在なくなってしまっている農地部会を基に設置するようになっていることが分かりました。また、農地法改正により、必要ななくなった業務も載っていることも確認されました。なお、この件については、国から「民事執行法による農地等の売却の処理方法について」として、平成 17 年以降、平成 21 年、24 年、28 年に通知されております。今回、特別委員会を設置しなければならない案件が場合によっては出ることが分かりましたので、新たに要領を制定することとしました。なお、特別委員会を設置する要件として、日程的には次のケースが考えられます。①毎月の申請期日に間に合い、総会後証明で間に合う場合は総会で実施をします。②毎月の申請期日に間に合わず、現地確認に間に合い、総会後証明で間に合う場合は総会で実施します。③上記①、②以外の場合は申請日が証明書の必要な日から 7 日前以前であれば特別委員会を開催することとします。なお、特別委員会については、会長を含め、次回現地調査班で対応したいと考えております。
議長	今後の対応としましては、旧要領は今回の総会時に廃止し、新要領を施行したいと考えております。よろしくお願ひします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありますか。
議長	(なしの声)
議長	ないようでございますので、採決いたします。議第 101 号は、原案のとおり制定することにご異議ありませんか。
議長	(異議なしの声)
事務局	ご異議なしということですので、議第 101 号は、原案のとおり制定することに決します。次に、報告に入ります。報告第 25 号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。
事務局長	(報告)
事務局長	報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。以上で議事を終了しましたので、第 16 回松江市農業委員会総会を閉会いたします。